

入院患者面会規程

第1条 目的

本規程は、入院中の患者とその家族等との面会について、患者の尊厳の保持並びに療養生活の質向上、円滑な退院支援を図るため、面会に関する必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 基本方針

イムス佐原リハビリテーション病院（以下「当院」という。）は、入院中の患者とその家族等との面会交流は、療養生活において重要であることを踏まえ、感染症の流行やその対策、その他医療上必要な場合を除き、面会を過度に制限しないことを基本方針とするまた、止むを得ず面会の制限を行う場合であっても、制限が必要以上に厳格なものとならないように配慮する。

第3条 面会時間

面会時間は原則として、次の曜日・時間帯とする。

月曜日から土曜日 午後2時～午後5時

祝祭日は実施するが、日曜日・元日（1月1日）は実施しない。

対面時間は30分程度とする。但し、診療や看護ケアその他の事情により病棟スタッフの判断で面会時間を調整する場合がある。

第4条 面会者

- （1）面会者は、基本制限しない。
- （2）面会者は、中学生以上の者とする。小学生以下の子供がいる場合、病棟以外の場所（1階受付前ホール等）での面会を設定する。
- （3）面会人数は、1患者につき1回2名以内とする。
- （4）面会回数は制限をしない。
- （5）次の各号に該当する場合、面会を控えていただく場合がある。
 - ・発熱(37℃以上)、咳、下痢等の症状がある場合
 - ・体調が優れない場合
 - ・家族・職場・学校等、身近に感染症に罹患している人がいる場合
 - ・酒気帯びの状態である場合
 - ・医師、看護師等の病棟スタッフが不適當と判断した場合
 - ・患者、家族より面会制限されている場合

第5条 面会方法

入院時、家族等へ面会札を2枚手交する。

面会者は病棟のナースステーション窓口で「来院票」を記入する。

病棟スタッフは、面会者の体調等を確認し、面会可否の判断をする。

面会札を忘れた又は持っていない場合は、ナースステーション窓口でその旨を病棟スタッフに申し出、『面会者』シールを受領。シールの白枠に来院時間を記入し、左胸に貼付した状態で面会する。

第6条 面会場所

面会場所は原則として次の場所とする。

- (1) 病室
- (2) デイルーム
- (3) 1階受付ホール（小学生以下の子供同伴での面会の場合 等）

但し、感染対策上必要な場合は、面会場所を限定することがある。

第7条 面会時の留意事項

- (1) 面会前に体温測定すること。
- (2) 面会前後に手指消毒を実施すること。
- (3) 面会者は必ずサージカルマスク（不織布マスク）を着用し、面会中に外さないこと。
- (4) 事前に約束がない場合は、医師からの病状説明は実施しない。
- (5) 患者の容態の変化、診療や処置、リハビリ等の予定がある場合は、これらを優先する。
- (6) 面会は所定の時間内に行い、終了後は速やかに退室すること。

第8条 面会中の禁止事項

- (1) 病棟内での飲食
- (2) 生花や飲食物の持ち込み
- (3) 大声での会話や他患者の迷惑となる行為
- (4) 無断での病室移動や他患者の病室への立ち入り
- (5) 医療機器への接触や操作
- (6) 病院内での無断の写真撮影、音声録音、SNS等への投稿
- (7) 病院職員の指示に従わない行為

第9条 面会禁止措置

院内または地域において感染症の流行が認められた場合等は、患者の安全確保および院内感染防止の観点から、次の措置を講じる。

- (1) 面会人数の制限
- (2) 面会時間の短縮
- (3) 面会場所の制限
- (4) 面会の一時停止

これらの措置は、感染状況を踏まえ、院内感染対策委員会の判断により決定する。

なお、病状説明、重症患者、終末期、当院が必要と判断した場合は、個別に面会を認める場合がある。

第10条 周知

本規程の内容は、入院案内、院内掲示及び病院ホームページ等を通じ、患者および家族等へ周知する。

第11条 規程の制定及び見直し

本規程は、感染症の流行状況や院内感染対策、診療報酬の改定、その他必要な事項を踏まえ、適宜見直しを行う。改訂にあたっては、関係委員会の承認を得て決定する。

第12条 附則

本規程は、令和8年9月14日より施行する。